第三十一条の二中第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とし、第七号から第二十一号までを三号ずつ繰り上げる。

第三十三条第四項第六号中「第二条第二十二項」を「第二条第二十四項」に改める。

第六十一条第一項第十一号を次のように改める。

十一　会社法第百六十七条第三項（効力の発生）若しくは第二百八十三条（一に満たない端数の処理）に規定する一株に満たない端数（これに準ずるものを含む。）又は投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十九（一に満たない端数の処理）に規定する一口に満たない端数に相当する部分の対価としての金銭の交付

第八十二条の二第一項第六号を同項第十三号とし、同項第五号を同項第十二号とし、同項第四号を同項第七号とし、同号の次に次の四号を加える。

八　一元化法附則第六十条第一項（改正前地共済法による職域加算額の経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同項の改正前地共済法の規定に基づく年金

九　一元化法附則第六十一条第一項（改正前地共済法による給付等）の規定によりなおその効力を有するものとされる同項の改正前地共済法の規定に基づく年金

十　一元化法附則第七十八条第一項（改正前私学共済法による職域加算額の経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同項の改正前私学共済法の規定に基づく年金

十一　一元化法附則第七十九条（改正前私学共済法による給付）の規定によりなおその効力を有するものとされる同条の改正前私学共済法の規定に基づく年金

第八十二条の二第一項第三号を同項第六号とし、同項第二号の次に次の三号を加える。

三　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「一元化法」という。）附則第四十一条第一項（追加費用対象期間を有する者の特例等）又は第六十五条第一項（追加費用対象期間を有する者の特例等）の規定に基づく年金

四　一元化法附則第三十六条第一項（改正前国共済法による職域加算額の経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同項の改正前国共済法の規定に基づく年金

五　一元化法附則第三十七条第一項（改正前国共済法による給付等）の規定によりなおその効力を有するものとされる同項の改正前国共済法の規定に基づく年金

第八十八条の次に次の一条を加える。

第八十八条の二　法第四十一条の二（発行法人から与えられた株式を取得する権利の譲渡による収入金額）に規定する政令で定める権利は、第八十四条各号（株式等を取得する権利の価額）に掲げる権利で当該権利の行使をしたならば同条の規定の適用のあるもの（次項において「新株予約権等」という。）とする。

2　法第四十一条の二に規定する政令で定める者は、贈与、相続、遺贈又は譲渡により新株予約権等を取得した者で当該新株予約権等を行使できることとなるものとする。

第九十三条中「又は」を「若しくは」に改め、「除去」の下に「又はマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第百四十九条（権利消滅期日における権利の帰属等）の規定による同法第百五十三条（補償金）に規定する権利の消滅」を加える。

第九十三条の二中「第四十四条の二」を「第四十四条の三」に改める。

第百九条第一項第一号中「（新株予約権」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項（定義）に規定する新投資口予約権を含む。以下この号及び第三号において同じ。）」を加え、同項第三号中「（定義）」を削る。

第百七十八条第一項第二号中「不動産」を「資産（前号又は次号に掲げる動産を除く。）」に改める。

第二百六条第三項中「価額」の下に「（その資産が法第三十八条第二項（譲渡所得の金額の計算上控除する取得費）に規定する資産である場合には、当該価額又は当該損失の生じた日にその資産の譲渡があつたものとみなして同項の規定（その資産が昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していたものである場合には、法第六十一条第三項（昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した資産の取得費等）の規定）を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額）」を加える。

第二百十条第四号中「又は同法第九条の九第四項（協同組合連合会）」を「、同法第九条の九第一項第三号（協同組合連合会）に掲げる事業を行う協同組合連合会又は同条第四項」に改め、「当該共済事業に係る同法第九条の六の二第一項（共済規程）に規定する共済規程につき同項（同法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けたものに限る。）」を削る。

第二百十四条第四号中「火災共済協同組合」を「中小企業等協同組合法第九条の九第三項（協同組合連合会）に規定する火災等共済組合」に改める。

第二百十七条第一号の二中「第四条第一号」の下に「又は第三号」を加え、「介護老人保健施設」を「施設」に改め、同条第四号中「学校を」を「学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項（定義）に規定する幼保連携型認定こども園を」に改める。

第二百十七条の二第三項に次の一号を加える。

十二　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項（定義）に規定する幼保連携型認定こども園における教育及び保育に対する助成

第二百十八条第一項中「若しくは第百九十五条第一項」を「、第百九十五条第一項」に、「の規定による申告書（」を「若しくは第二百三条の五第一項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）の規定による申告書（同条第二項の規定により提出した同条第一項の申告書を含む。」に改める。

第三百十九条の六第一号イからハまでを削り、同号ニを同号イとし、同号ホを同号ロとし、同号に次のように加える。

ハ　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この号及び次項第一号において「一元化法」という。）附則第三十七条第一項（改正前国共済法による給付等）の規定によりなおその効力を有するものとされる一元化法第二条（国家公務員共済組合法の一部改正）の規定による改正前の国家公務員共済組合法（ハ及びホにおいて「旧効力国共済法」という。）第七十二条第一項第一号（長期給付の種類等）に掲げる退職共済年金（旧効力国共済法附則第十二条の三（退職共済年金の特例）の規定により支給されるものその他の財務省令で定める退職共済年金を除く。）

ニ　一元化法附則第六十一条第一項（改正前地共済法による給付等）の規定によりなおその効力を有するものとされる一元化法第三条（地方公務員等共済組合法の一部改正）の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（ニにおいて「旧効力地共済法」という。）第七十四条第一号（長期給付の種類）に掲げる退職共済年金（旧効力地共済法附則第十九条（退職共済年金の特例）の規定により支給されるものその他の財務省令で定める退職共済年金を除く。）

ホ　一元化法附則第七十九条（改正前私学共済法による給付）の規定によりなおその効力を有するものとされる一元化法第四条（私立学校教職員共済法の一部改正）の規定による改正前の私立学校教職員共済法（ホにおいて「旧効力私学共済法」という。）第二十条第二項第一号（給付）に掲げる退職共済年金（旧効力私学共済法第二十五条（国家公務員共済組合法の準用）において準用する旧効力国共済法附則第十二条の三の規定により支給されるものその他の財務省令で定める退職共済年金を除く。）